平成２８年（フ）第１０９号
札幌市東区東苗穂７条３丁目１番35号
破産者　株式会社フォースタイル
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８４０号
仙台市泉区市名坂字東裏93―２
破産者　有限会社ルーナプレーナ
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５号
栃木県那須塩原市西赤田242番地17
破産者　杉本　信子
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第１７２０号
愛知県北名古屋市徳重小崎２番地
破産者　株式会社ハート＆スマイル
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０３５号
名古屋市東区徳川町2801番地
破産者　株式会社城口研究所
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４５９号
愛知県長久手市前熊根ノ上10番地
破産者　有限会社Ｍａｈｋｆｅｅｌｓ
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５５号
名古屋市中区丸の内３丁目７番26号
破産者　株式会社三惠コンサルティング
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３５０号
大阪市北区与力町１番５号与力町パークビル３Ｆ
破産者　サロンニューズマガジン株式会社
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７８０号
大阪市中央区東心斎橋１丁目10番１号
破産者　有限会社サーモグレーズ大阪中央
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３６１号
大阪市港区八幡屋２丁目６番１―913号、商業登記簿上の本店所在地大阪市大正区北村２丁目15番９号
破産者　株式会社ジャパンケミカル
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７４８号
大阪府守口市西郷通１丁目３番８号
破産者　有限会社とうふの喜八
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７８７号
大阪府門真市四宮３丁目３番25―203号
破産者　株式会社ネオサイン工業
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３４号
大阪府東大阪市川俣１丁目16番15号
破産者　株式会社明和印刷
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４６号
大阪府大東市野崎１丁目12番９号
破産者　株式会社タケザワ組
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２８号
大阪市浪速区桜川２丁目８番25号　（桜川グリーンコーポラス内）
破産者　株式会社るべーるデザインオフイス
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０８号
大阪府東大阪市中石切町４丁目４番24号
破産者　株式会社リンクス
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６０号
堺市西区津久野町１丁22番22号
破産者　株式会社河井堂
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１９７号
徳島県板野郡上板町七條字大辻14番地６
破産者　株式会社太光
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５５号
千葉県船橋市金杉５丁目21番21号、開始決定時の住所千葉県船橋市金杉台２丁目１番２棟202号
破産者　吉田　敬児（旧姓國井）
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１４４号
東京都八王子市長房町341番地長房東アパート東２―603
破産者　杉田　英一
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１４５号
東京都八王子市長房町341番地長房東アパート東２―603
破産者　杉田美惠子
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３１３号
静岡県三島市南二日町26番43号
破産者　有限会社キタオカ
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係